

令和 7 年 2 月 1 2 日

民生環境常任委員協議会会議概要

委員長 関 貴 光

副委員長 山 本 武 朝

1 開催日時 令和7年2月12日（水曜日）午前9時58分～午前10時46分

2 開催場所 第2委員会室

3 報告事項

（1）令和7年第1回定例会提出予定案件

- ①青森市地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ②青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について
- ③青森市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について
- ④青森市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ⑤黒石地区清掃施設組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について

（2）その他

- ①青森市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ②「共同経営・統合新病院に係る基本計画（案）」に係るわたしの意見提案制度の実施について

○出席委員

委員長	関 貴 光	委 員	木 村 淳 司
副委員長	山 本 武 朝	委 員	竹 山 美 虎
委 員	山 田 千 里	委 員	小豆畑 緑
委 員	万 徳 なお子		

○欠席委員

委 員 小 熊 ひと美

○説明のため出席した者の職氏名

福祉部長 岸 田 耕 司
保健部長 千 葉 康 伸
市民病院事務局長 奈 良 英 文
浪岡振興部長 舘 山 公
環境部次長 柴 田 一 史
福祉部次長 白 戸 高 史

保健部次長 加 福 拓 志
市民病院事務局次長 今 国 弘
市民病院事務局次長 遠 嶋 祥 剛
市民病院事務局総務課長 須 藤 静 路
関係課長等

○事務局出席職員氏名

議事調査課主査 北 山 賢 臣

議事調査課主査 笹 田 貴 子

○関貴光委員長 ただいまから、民生環境常任委員協議会を開会いたします。

本日は、小熊ひと美委員が所用のため欠席となります。また、環境部長が体調不良のため欠席となります。

なお、本日は、所管の報告事項に係る質疑応答のため、舘山浪岡振興部長が本協議会に出席しております。

それでは、本日の案件に入ります。

初めに、令和7年第1回定例会提出予定案件について、報告を求めます。

なお、質疑については、事前審査とならないようお願いします。

最初に、「青森市地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 おはようございます。（「おはようございます」と呼ぶ者あり）令和7年第1回青森市議会定例会に提出を予定しております青森市地域生活支援事業の実施に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

初めに、「1 制定理由」についてであります。障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき実施しております地域生活支援事業のうち、自発的活動支援事業及び失語症者向け意思疎通支援者派遣事業を新たに令和7年度から実施しようとするため、改正するものであります。また、同法の改正に基づく条項の繰下げに伴い、本市条例の条文との整合を図るため、所要の改正をするものです。

事業の内容につきましては、資料の下に参考にありますが、自発的活動支援事業とは、障害者等が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう、障害者等やその家族、地域住民等が、障害者の社会参加や障害への理解啓発などを目的とした地域において自発的に行う活動を支援する事業です。また、失語症者向け意思疎通支援者派遣事業とは、失語障害のある方の意思の伝達の手段を確保するため、各種手続や社会参加の場へ失語症者向け意思疎通支援者を派遣する事業であり、このたび、県において失語症者向け意思疎通支援者が養成されたことを踏まえ実施しようとするものです。

次に、「2 改正内容」ですが、（1）と（2）は、新たに実施しようとする2つの事業を条例別表に追加するため、改正するものであり、また、（3）は、同法の改正に伴い、条項のずれを改正するものです。

「3 施行期日」についてであります。令和7年4月1日を予定しており、（3）については、公布の日からとしております。

なお、（1）及び（2）に関連する予算案については、令和7年第1回青森市議会定例会に提出を予定しています。

報告は以上でございます。

○**関貴光委員長** ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。山田委員。

○**山田千里委員** ただいまの報告で、県で養成された方がいらっしゃるから、この事業を始めるということだったんですけども、この養成された人数とかというのは何人くらいいらっしゃいますか。

○**関貴光委員長** 福祉部長。

○**岸田耕司福祉部長** これは、青森県言語聴覚士会にお願いして実施するんですけども、そこからの話では、養成された方が青森市で3名いらっしゃるという話です。

○**関貴光委員長** 山田委員。

○**山田千里委員** それは、今までいらっしゃらなかったのが、今回、増えたということですか。

○**関貴光委員長** 福祉部長。

○**岸田耕司福祉部長** そうなります。

〔山田千里委員「分かりました。ありがとうございます」と呼ぶ〕

○**関貴光委員長** ほかに御質疑、御意見等ありませんか。万徳委員。

○**万徳なお子委員** ほぼほぼダブるんですが、言語聴覚士について、養成されるというのは、何か国家試験とか、資格制度があるんですか。

○**関貴光委員長** 福祉部長。

○**岸田耕司福祉部長** 言語聴覚士は、そもそも国家資格になります。

この言語聴覚士会に入っている人もいますけれども、介護事業所に勤めていらっしゃる方とか、そういった方に対して、コミュニケーションの会話の技術を学んで、登録していただいて、その方々の要請があれば派遣するといった流れになっております。

○**関貴光委員長** 万徳委員。

○**万徳なお子委員** 分かればなんですけれども、この上の手話通訳とか、要約筆記はイメージできるんですけれども、失語症の方との会話は、例えば、私たち素人はどういう手段ですればいいんですか。

○**関貴光委員長** 福祉部長。

○**岸田耕司福祉部長** 私も、具体の部分というのは、ちょっと、なかなか技術的な話になるので、よく、失語症の方というのは、やっぱり、なかなか——軽い方、脳梗塞とかでは治ったりしますけれども、重くなったりすると、なかなかコミュニケーションを取ることが難しいと。ですから、例えば、長い言葉・文章であったり、数字の計算とか、そういったものに誤解とか、中には、言葉が出てこなくなったりするという傾向があります。ですから、例えば、お話しするときは、絵で見せたり、数字で見せたり、話の文章は可能な限り要約して、ポイントでお知らせしたりとか、あと、もう一回、聞き直してみるみたい、分からないで、思わず、はいと言って

しまう場合とかがあるんですけれども、もう一回、確認してみたりというのが、コミュニケーションの中では、技法として、よく用いられるというお話は聞いております。コミュニケーションボードもまた活用されると思いますけれども、そういったお話は聞いております。

〔万徳なお子委員「分かりました」と呼ぶ〕

○関貴光委員長 ほかに御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 なければ、質疑は、これにて終了いたします。

次に、「青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 令和7年第1回青森市議会定例会に提出を予定しております青森市指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

初めに、「1 制定理由」についてです。

1点目として、栄養士法の改正に伴う条例改正についてです。これまで、管理栄養士国家試験は、栄養士の免許を受けた者でなければ受けることができなかったところ、改正後においては、管理栄養士養成施設卒業者については栄養士免許の取得が不要となったことを踏まえ、国の「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準」等において、指定生活介護事業所や保育所等の運営等に関する要件として、栄養士の配置等を求めている規定について、栄養士免許を有さない管理栄養士を配置等した場合についても同要件を満たすことができることとされたことから、資料2ページ目の「2 改正する条例」の①の表番号1から7までに記載した条例について、国の基準に合わせ改正するものです。

資料の1ページ目に戻っていただいて、次に、2点目として、幼保連携型認定こども園の副園長または教頭の資格要件に係る条例改正についてです。これまで、国の「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」に規定する、園児の年齢別の職員配置の員数に含めることができる副園長または教頭の資格要件としては、基準上、幼稚園教諭免許状と保育士登録の両方を受けた者に限ることとし、特例として、平成27年度から令和6年度までの10年間は、幼稚園教諭免許状の授与または保育士登録のいずれか一方を受けていれば、職員配置の員数に含めることができることとしていたところでした。今般、国において、本特例を延長することとし、令和8年度までの12年間とする改正が行われたことから、資料2ページ目の「2 改正する条例」の②の表番号8に記載した条例について、国の基準に合わせ改正するものです。

資料の1ページ目に戻っていただいて、次に、3点目として、家庭的保育事業等の連携施設の要件に係る条例改正についてです。これまで、国の家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準等において、家庭的保育事業者等は、基準上、集団保育の機会の提供等の支援を行う保育内容支援や当該事業者等の職員が病気等により保育を提供できない場合の代替保育等の役割を担う連携施設として、保育所、幼稚園または認定こども園のいずれかを設定することを求められつつも、特例として、平成27年度から令和6年度までの10年間は、連携施設の設定が困難であると市町村が判断した場合には、連携施設の設定を求めないことができることとしていたところですが、今般、国において、保育内容支援及び代替保育の基準を緩和するとともに、本特例を延長することとし、令和11年度までの15年間とする改正が行われたことから、資料2ページ目の「2 改正する条例」の③の表番号9と10に記載した条例について、国の基準に合わせ改正するものです。

資料3ページ目、「3 主な改正内容」については、記載のとおりとなります。

次に、「4 施行期日」ですが、本条例は、令和7年4月1日から施行するものです。ただし、②の幼保連携型認定こども園の副園長または教頭の資格要件に係る条例改正については、公布の日から施行するものです。

説明は以上でございます。

○関貴光委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「青森市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について」報告を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 令和7年第1回青森市議会定例会に提出を予定しております青森市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について御説明申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

初めに、「1 制定理由」についてです。

本市が現在、試行的事業として実施している、こども誰でも通園制度は、令和6年6月に成立した子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律により乳児等通園支援事業として創設されるとともに、同法による児童福祉法の一部改正において市町村による認可事業として位置づけられました。これにより、市町村は、乳児等通園支援事業の設備及び運営について、条例で基準を定めなければならないこと、当該条例を定めるに当たっては、内閣府令で定める基準に従い、または参酌して条例を定めることとされたことから、本条例を制定するものです。

次に、「2 基準となる府令」ですが、令和7年1月14日公布、令和7年4月1日施行となる乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準に基づき、条例を制定することとし、その内容は、「3 主な制定内容」に記載のとおりとなります。

次に、「4 施行期日」ですが、本条例は公布日から施行するものです。

説明は以上でございます。

○関貴光委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。木村委員。

○木村淳司委員 乳児等通園支援事業の条例を設定することなんですけど、これは、こども誰でも通園制度の本格実施ということでしょうか。

○関貴光委員長 福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 まず、子ども誰でも通園制度は、今、木村委員がおっしゃったとおり、今年度は試行で、来年度、令和7年度が地域子ども・子育て支援事業という形になります。それで、令和8年度から給付制度化されるといった状況になっております。

○関貴光委員長 木村委員。

○木村淳司委員 昨年の第2回定例会で、こども誰でも通園制度を実施する事業者の確保の見通しについて質問した際に、答弁の中で、人員配置に余裕のある事業者が参入してくる見込みであるという御答弁がありました。

現在、試行の段階で、どれぐらいの事業所が、こども誰でも通園制度を実施しているのか、もし数が分かれば、教えていただきたいです。

○関貴光委員長 福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 今現在、令和6年7月から12月まででやった中では、実施箇所数としては8か所になります。

○関貴光委員長 木村委員。

○木村淳司委員 国の根拠法令を見ると、一般型と余裕活用型というのがあるというふうにしているんですが、今やられているのは余裕活用型に移行するというような認識でよろしいでしょうか。

○関貴光委員長 福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 国の基準上は、余裕活用型と一般型の2つができるようになっていきますので、今、我々の条例は国に合わせていきますので、いわゆる一般型と余裕活用型の2つが可能ということで、今のところ考えております。

○関貴光委員長 木村委員。

○木村淳司委員 先ほど、福祉部長のお話の中であった令和8年度以降の給付制度化について、ちょっと教えていただきたいんですけども、予定というか、どういうふうな形で給付金を出すのかとか、金額とかではなくて、誰に出すのかということをお話をお願いしたいんですが。

○関貴光委員長 福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 今のところ、その詳細までは、まだ、ちょっと未定です。分かっている範囲とすれば、新しく、例えば、今の保育所とかの支援と同様な感じで、保育所への給付みたいな感じで、給付制度ができあがるんだろうと。ただし、国で

も、全ての園にやれというわけでは多分ないであろうということで考えているんですけれども、まだ、私どもも、今現在のところで、来年度の料金についても、国から明確なものがまだ来ていない状況にあります。それらは、要綱とかで今後、定めていきますけれども、今現在は、例えば、職員の員数であったり、そういった設備の基準を定めていこうというものであります。

〔木村淳司委員「ありがとうございます」と呼ぶ〕

○関貴光委員長 ほかに御質疑、御意見等ありませんか。山本委員。

○山本武朝委員 私も、こども誰でも通園制度を以前に質問したことがあったんですけれども、今年度は8か所が実施していただいているということで、例えば、もう令和7年度まで間もなくですけれども、手上げの予定を含めると何か所ぐらいがありますか。

○関貴光委員長 福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 今現在の手上げの状態だと10か所程度は手を上げていただいているということであります。

○関貴光委員長 山本委員。

○山本武朝委員 保育の事業の中で、こども誰でも通園制度は、場所を選ばず、たしか月の上限が10時間という、かなり制限された、たった月に10時間ですからね。

現行は、一時預かりがしっかり行われております。一時預かりは非常に助かるということで、保護者からも聞いておりました。

一時預かりの制度とこども誰でも通園制度は、ちょっと似たようなイメージで、おそらく園側でも、人の配置や、保護者への制度の説明を含めて、多少の混乱はないものでしょうか。

○関貴光委員長 福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 園側は、確かに、この制度の創設以来、一時預かりとこども誰でも通園制度というのは、どこが違うんだろうかという議論がちょっとありました。

根本に立ち返りますと、一時預かりというのは、病気とかで、たまたま行けなかった人がそこを活用すると。でも、こども誰でも通園制度というのは、例えば、子育てに関して、大変な悩みを抱えている人もいますし、ちょっと、そういった中で、ほかの子どもと交流を図らせたいとか、自分で見ているけれども、そういった中で柔軟な選択肢の一つとして、これが出てきたんではないかと思っております。

ですから、病気で預けたい場合は、そっちを使えばいいですし、例えば、子育てに関して不安があって、ちょっと相談したいとか、保育園の行事に参加してみたいとなれば、そこの保育所に申し込んでいくことによって、例えば、保護者の育児への不安であったり、そういったものも少しは解消されるとともに、皆さんが保育所になじんでもらう、ほかの子どもたちとの交流になじんでもらう。そういったもののために、この制度ができたものと私は思っております。

○関貴光委員長 山本委員。

○山本武朝委員 ありがとうございます。すっきりしました。

○関貴光委員長 ほかに御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 なければ、質疑は、これにて終了いたします。

次に、「青森市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。保健部長。

○千葉康伸保健部長 令和7年第1回市議会定例会に提案を予定しております青森市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

お手元の資料を御覧ください。

初めに、制定理由につきましては、本市では、不妊治療費助成事業を令和6年4月から開始いたしました。令和6年7月から青森県において不妊治療の自己負担分を全額助成する事業を開始したことから、本市の事業は令和6年度をもって廃止することとし、所要の改正をするものであります。

次に、改正内容につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第9条第2項に基づき、条例で規定することにより個人番号が利用できる事務、いわゆる独自利用事務として規定していた不妊治療に要する費用の助成に関する事務に係る規定を削除するものであります。併せて、生活保護法の改正に伴い、進学準備給付金が進学・就職準備給付金とされたことから、所要の改正をするものであります。

施行期日につきましては、令和7年4月1日とし、生活保護法の改正に伴う改正につきましては、公布の日を予定しております。

説明は以上でございます。

○関貴光委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。万徳委員。

○万徳なお子委員 「2 主な改正内容」の「併せて」からのところですが、生活保護法の改正に伴い、就職も対象になったということ、これは、もう、令和6年4月からということなんでしょうが、金額とかはどのようになっていますか。

○関貴光委員長 福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 今までの、進学準備給付金として、大学等に進学する者に対して、進学の際の新生活の立ち上げの費用に対して、給付金を支給していました。これが、転居の際は30万円、それ以外は10万円。そこと合わせる意味で、就職というのも国で付け加えた。要は、高等学校等の卒業時において、安定した職業に就くこと等により自立する者に対して、就職の際の新生活の立ち上げ費用に対して、給付金を支給する。これも同額です。転居の場合は30万円、それ以外は10万円となっています。それらは、もう令和6年から実施されています。

今回の部分は、番号法の部分で、ほかとの情報連携の部分として、新たに追加されたということになります。

以上でございます。

〔万徳なお子委員「分かりました」と呼ぶ〕

○関貴光委員長 ほかに御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 なければ、質疑は、これにて終了いたします。

次に、「黒石地区清掃施設組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について」報告を求めます。浪岡振興部長。

○館山公浪岡振興部長 それでは、黒石地区清掃施設組合の共同処理する事務の変更に伴う財産処分について御報告いたします。

まず、経緯等について御説明いたします。

黒石地区清掃施設組合では、令和7年度末をもって、ごみ処理場の共同処理を終了し、解散することが決まっておりますが、それに先んじまして、平成28年度に共同処理を終了し、用途廃止しておりました、し尿処理施設につきまして、これまで処分や解体をせずに、民間企業に賃貸する形で組合が保有しておりました。昨年度、当該施設を含む組合敷地内の建物・土地を一体的に活用してもらうため、公募型プロポーザルを実施したところ、プラスチック再資源化施設及び関連施設を設置・整備し、運営することを提案した株式会社青南商事が優先交渉権者となったところであり、グラウンド部分——資料の下段の航空写真の黄色の部分であります、こちらの約1万1000平方メートルは既に売却済みであります。

それで、同じ図面の左の赤い部分ですが、し尿処理施設は令和7年4月に譲渡予定としておりましたことから、今般、当該施設の土地及び建物について処分することとしたものでありますが、この財産処分に当たりましては、平成28年度の共同処理事務の変更に伴う処分とみなされ、地方自治法第289条の規定により関係地方公共団体の協議により定めることとされ、同法第290条の規定により当該協議は関係地方公共団体の議会の議決を経なければならないとされておりますことから、令和7年第1回市議会定例会に提出するものであります。

次に、処分する財産の概要について御説明いたします。

財産の種類は、土地と建物であります。土地については2件ありまして、宅地と用悪水路合わせて約1万400平方メートル、建物は管理棟、し尿処理棟など、4施設で合計約3200平方メートルが対象となります。

続きまして、財産処分の相手方ですが、弘前市の株式会社青南商事であり、処分の方法は無償譲渡であります。譲渡の理由につきましては、プラスチック資源循環システムの構築に資するとともに、加入市町村が将来負担すべき建物の解体に伴う負担が軽減される、具体的に申し上げますと、更地にして引き渡すとした場合、解体・処分に多額の費用を要するものの、土地評価額がこれより低いため、市町村の

負担が増えることになることから、当該財産を無償譲渡するものであります。

以上でございます。

○関貴光委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。木村委員。

○木村淳司委員委員 条件付公募型プロポーザルを実施されたということなんですが、こういった財産の処分は、どんどんしていくべきだと思います。

これまで、青森市では、こういったプロポーザルというのを実施された実績というのはあるのでしょうか。もし分かれば教えていただきたいです。

○関貴光委員長 浪岡振興部長。

○館山公浪岡振興部長 すみません、ちょっと今、思いつくものはありません。

○関貴光委員長 木村委員。

○木村淳司委員委員 分かりました。すみません、ありがとうございます。

民生環境常任委員会の所管にかかわらず、やっぱり使わなくなった施設というのが、かなり増えてきて、解体して、更地で渡すというだけでは、なかなか処分——処分というか、活用が難しいのかなと思っています。一種の官製空き家のようなものが出現しているのが今の状況なので、無償であっても、やっぱり譲渡して、活用してくれたほうがまちのためにはいいと思いますので、そういった制度をどんどん活用していったほしいと思っています。

以上でございます。

○関貴光委員長 ほかに御質疑、御意見等ありませんか。山本委員。

○山本武朝委員 これに関連して確認なんですけれども、そうすると、令和7年度末で、黒石地区清掃施設組合の共同処理が終了するので、令和8年度からは、浪岡地区の清掃の集配の車は、全部、岩渡の青森地区のほうに搬入されるということでしょうか。

○関貴光委員長 環境部次長。

○柴田一史環境部次長 一般の家庭ごみ等について、収集は、令和8年4月から、青森市の清掃工場に搬入する予定となっております。したがって、来年度早々からは、浪岡地区の住民の方に、ごみ出しの処理方法とかが変わりますので、丁寧な説明に努めてまいります。

○関貴光委員長 山本委員。

○山本武朝委員 そうですね。確かに浪岡地区と青森地区のごみ出しのルールは違いますよね。

〔柴田一史環境部次長「はい」と呼ぶ〕

○山本武朝委員 そこは丁寧に説明会をしていただければと思います。よろしくお願いします。

○関貴光委員長 ほかに御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 なければ、質疑は、これにて終了いたします。

以上で、令和 7 年第 1 回定例会提出予定案件についての報告を終わります。

次に、その他の報告を求めます。

初めに、「青森市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について」報告を求めます。福祉部長。

○岸田耕司福祉部長 令和 7 年第 1 回市議会定例会に提出を予定しております青森市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

なお、令和 7 年第 1 回市議会定例会に提出予定の青森市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、教育委員会事務局が所管するいじめ防止対策審議会の委員の報酬額の改定及び福祉部が所管するいじめ調査委員会の委員の報酬額の改定に係るものとなっており、教育委員会事務局を所管する文教経済常任委員会に付託されることになります。また、本資料につきましては、教育委員会事務局で作成した資料であり、本件につきましては、いじめ防止対策審議会を所管する教育委員会事務局においても、本日開催の文教経済常任委員協議会で報告することとしています。

初めに、制定理由ですが、本市の教育委員会所管のいじめ防止対策審議会の委員の報酬額については、これまで当該審議会の委員を推薦していただく団体から、業務内容と比較し額が低いといった御意見をいただいていたところであります。このような中、国においては、いじめ防止対策推進法の施行から 10 年が経過し、調査の実施に係る様々な課題も明らかになっていることから、重大事態発生時の初動対応や調査の精度を上げるため、令和 6 年 8 月に、いじめの重大事態の調査に関するガイドラインを改訂したところであります。このことにより、今後、本市においても全国と同様に重大事態の発生件数の増加が見込まれること、また、調査等に係る業務の増加が見込まれることから、教育委員会では、重大事態の調査の進め方について再確認を行い、他都市の当該審議会の実施状況等について調査を行ったところであります。その中で、本市の現行の報酬額が他都市と比較し低く、他都市と同等の額へ増額するための改正が必要であることから、令和 7 年第 1 回青森市議会定例会へ提案しようとするものです。

改正内容につきましては、1 つに、いじめ防止対策審議会の委員の報酬額を改定するものであり、具体的には、当該委員が青森市いじめ防止対策審議会条例第 3 条第 1 項第 2 号に掲げる事項であるいじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項に規定する重大事態に係る事実関係を明確にするための調査審議等を行った場合の報酬額を日額 8700 円から日額 2 万円に増額するものであります。2 つに、いじめ調査委員会の委員の報酬額を改定するものであり、市長が教育委員会や学校による重大事態の調査結果の報告を受けた際に、当該重大事態への対処または当該重大事態と同種の事態の発生防止のために必要があると認める場合に調査を行う当該委員会の委

員の報酬額を、改定するいじめ防止対策審議会の委員の報酬額と同額にするものです。

条例の施行期日につきましては、公布の日からを予定しています。

説明は以上でございます。

○関貴光委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 質疑はないものと認めます。

次に、「『共同経営・統合新病院に係る基本計画（案）』に係るわたしの意見提案制度の実施について」報告を求めます。市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 共同経営・統合新病院に係る基本計画（案）に係るわたしの意見提案制度の実施について御報告いたします。

共同経営・統合新病院に係る基本計画につきましては、令和6年度中の策定に向け、これまで市議会・県議会及び有識者会議での御議論などを踏まえ、県と連携しながら検討を進め、先般、素案を取りまとめたところです。

市では、去る2月7日に共同経営・統合新病院に係る基本計画（素案）に関する議員説明会を開催させていただき、また、2月10日には県において議員全員協議会が開催され、市議会・県議会それぞれから、計画について御意見や御質問等をいただいたところです。

現在、2月2日に開催しました有識者会議での議論も踏まえ、御意見等の計画案への反映作業を鋭意、進めているところであり、反映後の計画案につきましては、わたしの意見提案制度の実施前に、タブレット配信により、改めて配付させていただきたいと考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願いいたします。

したがいまして、本日、配付させていただいております資料1－1及び資料1－2につきましては、先般の議員説明会において御説明させていただいた資料と同じものとなりますことから、計画案そのものの説明については、今回、割愛させていただきたいと存じます。

続きまして、資料2を御覧いただきたいと思います。

わたしの意見提案制度の実施についてですが、今回、県でもパブリックコメントを実施することから、意見募集期間については、県と合わせまして、2月18日から3月19日までとし、市役所各庁舎や支所、市民センターのほか、新病院整備推進課執務室に計画案を備え付けるとともに、市ホームページにも掲載することとしております。意見聴取後は、引き続き、県と連携しながら、取りまとめを行い、本年3月末を目途に計画を策定する予定としております。

なお、計画策定後には、当該基本計画及びわたしの意見提案制度の実施結果について、まず、タブレットを活用して、議員の皆様へ年度内に配付させていただいた上で、4月の民生環境常任委員協議会において御報告させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

説明は以上でございます。

○関貴光委員長 ただいまの報告について、御質疑、御意見等ありませんか。万徳委員。

○万徳なお子委員 議員説明会のときも出ていました住民の皆さんのアンケートのことですけれども、アンケートを出した方は、その時に自分で出したからと思っていらっしゃるかもしれないんですが、改めて出さないとテーブルには上がらないんですよね。それとも、この間、出したものは有効に活用されるということでしょうか。

○関貴光委員長 市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 先般のアンケートは、浜田地区の2つの町会——浜田ニュータウン町会と浜田青葉台町会が、それぞれ独自に、町会として、アンケートを実施したものを我々が情報として提供いただいて、今お話しした自由記載意見であるとか、そういうものを我々が整理したものをベースにして、今後も、引き続き、町会で、例えば、交通渋滞であるとか、除雪とか、かなり心配なことがありますので、それについては、これからも事業の進捗に合わせて、町会とは随時、情報共有しながら進めていきたいということで、町会にも、お話ししているところです。

○関貴光委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 もしかしたら、私の理解が間違っているのか分からないんですけども、住民の皆さんからのアンケートを受けて、このたびの基本計画——まあ、ざっくり言うと、浜田の公園をあまり使わない感じになったというふうに受け止めているんですけども、要は、浜田の皆さんには、このたびの基本計画ではなく、ここにするよという提案のときに、アンケートを取ったわけですよね。だから、どの時点でのアンケートなのかと。今、ほぼ残すことになった時点でのアンケートというのは、まだやっていないですよね。

○関貴光委員長 市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 住民のアンケートを取ったタイミングというのは、まだ整備候補地に決まる前の時点でのアンケートでしたので、1月に、我々は、2回、地元の方と懇談する場を開きましたけれども、その場でも、敷地の配置等に関する御意見もいただいております。その際は、我々が基本計画（案）で示した配置も、まだ御説明できていけませんので、今後、我々で、基本計画（案）については、改めて町会にも、皆様にお声がけして、説明して、そこは、また御意見をいただいきたいと思っております。

以上でございます。

○関貴光委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 浜田の住民の皆さんから最初にとったアンケートの結果について、賛否はどんな感じだったんですか。

○関貴光委員長 市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 賛否は、浜田ニュータウン町会と浜田青葉台町会の2つの町会がありますけれども、まず、浜田ニュータウン町会は、賛成とどちらかという賛成というもの、反対とどちらかという反対というものを合わせると、どちらも40%台半ばということで、ほぼ同じような感じです。浜田青葉台町会は、若干、反対のほうが多かったという結果で、我々はもらっていました。

○関貴光委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 そうすると、今回の基本計画での賛否なりは、これからということですか。

○関貴光委員長 市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 市として、改めて、何か賛否を取るとかということではなくて、あくまで整備候補地として、今回、浜田地区を基本計画に盛り込みましたので、それを住民の方も含め、市民・県民にパブリックコメントで——もちろん議会の御議論もありますけれども、そういう中で計画策定を進めていきたいということ考えています。

○関貴光委員長 万徳委員。

○万徳なお子委員 最後に、公園の使い方は、今回の基本計画で大きく変わったと思うんです。何か、あまり、狭くなった狭くなったというのは、公園の部分がかなり左右しているかなと思っていて、このパブリックコメントは、地元の人が割と多く出すかもしれないんですけども、青森市全体の市民とかが出すんでしょうが、その違いが出るかどうかは別として、今、何となく、逆に、浜田の人たちに対して、公園の是非について、ほかの浜田に近くない市民の皆さんから分断されている感じがするんです。SNS上の話ですよ。なので、やっぱり意見の聴取というのは、地元の人はもちろん、青森市全体の市民の皆さんに説明しながら、意見を聞いていくという作業をお願いいたします。何かあれば。

○関貴光委員長 市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 地元への説明は、先ほど、お話ししたとおり、当然やりますけれども、市として、全体的な説明というか、そこは、必要であれば、また検討していきたいと思っています。

ただ、パブリックコメントについては、市民だけじゃなくて、やはり県病の機能もありますので、県民・市民という形で、今回、市と県が、それぞれ実施していますので、その結果については、また改めて御報告させていただきたいと思います。

〔万徳なお子委員「分かりました」と呼ぶ〕

○関貴光委員長 ほかに御質疑、御意見等ありませんか。山田委員。

○山田千里委員 このパブリックコメントの縦覧場所等に関してなんですけれども、ホームページにそれを載せると。あとは各施設にあるということなんですけれども、この間、すみません、何のパブリックコメントだったかは忘れていたんですけれども、公式LINEにも流れてくるということがあったんですけれども、ホームペー

ジ以外に、そういうふうに、公式LINEにも流す、こういうのをやりますよとお知らせする予定はありますでしょうか。

○関貴光委員長 市民病院事務局長。

○奈良英文市民病院事務局長 パブリックコメントをやっていること自体については、広報あおもりで、この期間——今、3月号が出るんですけども、そこで、パブリックコメントをやっていますので御意見くださいということについて、あとは、やはりホームページになって、LINEは、すみません、今時点では、ちょっとそういう……

〔山田千里委員「考えていないですか」と呼ぶ〕

○奈良英文市民病院事務局長 はい。

〔山田千里委員「分かりました」と呼ぶ〕

○関貴光委員長 ほかに御質疑、御意見等ありませんか。山田委員。

○山田千里委員 関連して、要望というか、やっぱり、これは、浜田の住民の方々が、いろいろ思いも強いんでしょうけれども、全体的に、やっぱり市民・県民の病院ということでは、広く皆さんに関心を持っていただくことが必要だと思っているので、本当に、広報的には、もっと——パブリックコメントは、大体あまり来ないものがほとんどだと思うんですけども、ぜひ、皆さんの大事な病院ということでは、意見を提案する方法を広く周知してほしいなという要望です。

○関貴光委員長 山本委員。

○山本武朝委員 私も、前回の議員説明会で申し上げたんですけども、やはり1にも2にも地域住民の方への丁寧な説明——まあ、今後されるということで、西市長も必要であれば県の説明会に出ていくとおっしゃっていましたので、宮下知事も、ツートップが参加した丁寧な説明を求めたいと思います。

やはり、この間の議員説明会でも、この概要の地図、これはすごく大事だと思います。住民説明会でイメージが湧きますので、この図も渡しして、説明していただければと思います。

様々、公園の使い方、職員・来院者の駐車場、そして私も質問した都市計画道路。この都市計画道路の推進に当たっては、特に移転を余儀なくされる方が明確にいますので、ここの部分は、様々な御苦勞をなさるので、やはり知事・市長から丁寧な説明をし、理解を得て、今は基本計画（案）ですけども、3月末までには計画とすると知事が申し上げていましたので、しっかり個々の理解を得て進めていただきたいと思います。

以上です。

○関貴光委員長 ほかに御質疑、御意見等ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 なければ、質疑は、これにて終了いたします。

この際、ほかに理事者側から報告事項などありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 また、委員の皆さんから、御意見等ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○関貴光委員長 以上をもって、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて、本日の協議会を閉会いたします。

(会 議 終 了)